

特別養護老人ホームみせんの里 サービス料金表（令和3年8月改定）

● 介護予防短期入所生活介護費・短期入所生活介護費(1日あたり)

※負担割合については市から交付される「介護保険負担割合証」をご確認ください。

居室区分	要介護度	介護保険給付対象項目（※金額は1割負担の場合）						介護保険給付対象外項目		1日あたりの 見込み利用負担額 (送迎料金は別途)
		基本サービス費	加算サービス費					滞在費	食費 (朝 347円・昼 574円・夕 524円)	
		併設型ユニット型 □ 介護予防短期入所生活介護費 短期入所生活介護費	機能訓練 体制加算	サービス提供体制 強化加算(I)	夜勤職員 配置加算(IV)	介護職員処遇 改善加算(I) 注1	介護職員等特定 処遇改善加算 (I)注2			
ユニット個室	要支援1	523円	12円	22円	—	46円	15円	2,006円	(3食) 1,445円	4,069円 2割負担:4,687円 3割負担:5,306円
	要支援2	649円	12円	22円	—	57円	18円	2,006円	(3食) 1,445円	4,209円 2割負担:4,967円 3割負担:5,725円
	要介護1	696円	12円	22円	20円	62円	20円	2,006円	(3食) 1,445円	4,283円 2割負担:5,117円 3割負担:5,949円
	要介護2	764円	12円	22円	20円	68円	22円	2,006円	(3食) 1,445円	4,359円 2割負担:5,267円 3割負担:6,175円
	要介護3	838円	12円	22円	20円	74円	24円	2,006円	(3食) 1,445円	4,441円 2割負担:5,431円 3割負担:6,421円
	要介護4	908円	12円	22円	20円	80円	26円	2,006円	(3食) 1,445円	4,519円 2割負担:5,587円 3割負担:6,655円
	要介護5	976円	12円	22円	20円	85円	28円	2,006円	(3食) 1,445円	4,594円 2割負担:5,738円 3割負担:6,880円

☆ 入退所時に送迎を行った場合は送迎加算(片道184円)を算定します。また、若年性認知症の方のご利用についての加算(120円/日)、ケアマネジャーが必要を認め利用者の事情により緊急に受け入れを行った場合の加算(90円/日)、ご利用者の健康状態にあわせて療養食を提供したときの加算(8円/1食)を算定する場合があります(※2割負担の場合はそれぞれの2倍の額、3割負担の場合はそれぞれの3倍の額となります)。

注1 介護職員処遇改善加算については、基本サービス費と各加算サービス費の1月の総額の8.3%を算定するため、上記金額は概算となります。

注2 介護職員等特定処遇改善加算については、基本サービス費と各加算サービス費のひと月の総額の2.7%を算定するため、上記金額は概算となります。

注3 滞在費、食費については利用者の世帯の所得に応じて負担の軽減があります(別表参照)。

《食費と居住費（滞在費）の利用者負担について》（令和3年8月改定）

● 食費・居住費（滞在費）の負担限度額（単位：円／日）

所得の状況（※1）		預貯金等の資産の状況（※2）	居住費（滞在費）の負担限度額（円／日）			食費の負担限度額（円／日）	
			ユニット型個室（みせんの里）	従来型個室（いなさ園）	多床室（いなさ園）	施設入所	ショートステイ
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、又は生活保護受給されている方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	820	320	0	300	300
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年額80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	820	420	370	390	600
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310	820	370	650	1,000
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年額120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310	820	370	1,360	1,300
第4段階	上記以外の人		2,006	1,171	855	1,445	

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料となります。

※2 2号被保険者（65歳未満）の資格要件については、段階に関わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

● 負担限度額の認定申請

- ・ 居住費（滞在費）・食費の負担軽減を受けるためには、「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。
- ・ 市へ認定申請を行ってください。交付された認定証は必ず利用する施設に提示してください。
- ・ なお、利用者負担段階の判定にあたっては、世帯の住民税の申告情報が参照されます。